

○吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則

平成19年1月25日教委規則第2号

改正

平成23年2月24日教育委員会規則第1号

平成24年6月28日教育委員会規則第6号

平成24年9月27日教育委員会規則第7号

平成29年1月5日教育委員会規則第1号

平成30年1月26日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域及び就学手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。

(学校の指定)

第3条 施行令第5条第2項(施行令第6条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による就学すべき学校（以下「指定校」という。）の指定は、別表第1の右欄に掲げる就学予定者の住所の区域（以下「通学区域」という。）に対応する同表の左欄に掲げる学校に行うものとする。

(通学区域の調整)

第4条 前条の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる調整区域に住所を有する就学予定者の保護者は、同欄に対応する同表の右欄に掲げる選択校の中から就学希望する学校を選択（以下「調整選択」という。）することができる。

2 調整選択を希望する就学予定者の保護者は、吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに調整選択申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(中学校の選択)

第5条 第3条の規定に関わらず、吉川市立中学校（以下「中学校」という。）の就学予定者の保護者は、全ての中学校のうちから就学を希望する中学校を選択（以下「中学校選択」という。）することができる。

2 中学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに学校選択申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（受入可能数）

第6条 教育委員会は、毎年度各学校の施設状況や生徒数等を考慮して、調整選択及び中学校選択を希望する者（以下「学校選択希望者」という。）の受入れ可能な人数（以下「受入可能数」という。）を決定するものとする。

（抽選による指定校の決定）

第7条 教育委員会は、選択希望者の数が受入可能数を超えるときは、抽選により選択希望者の指定校を決定するものとする。

2 教育委員会は、選択希望者の兄姉が調整選択又は中学校選択を希望する学校（以下「選択希望校」という。）に調整選択申請書又は学校選択申請書を提出した日の属する年度の翌年度においても在学すると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該選択希望者について他の選択希望者に優先して選択希望校を指定校として指定することができる。ただし、当該選択希望者の数が受入可能数を超えるときは、この限りでない。

（指定の通知）

第8条 施行令第5条第2項の規定による指定校の指定は、住所地の変更により就学、転入学又は編入学をする場合にあつては転入転出通知書（様式第3号）、それ以外の場合にあつては入学通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 選択希望者の指定校の決定は、学校選択希望者決定通知書（様式第5号）による行うものとする。

（指定校の変更）

第9条 施行令第8条前段の保護者の申立は、指定学校変更申請書（様式第6号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 施行令第8条後段の規定による保護者に対する通知は、指定学校変更決定通知書

(様式第7号)によるものとする。

(区域外就学)

第10条 市外に住所を有する児童生徒等で盲者等以外のものの保護者は、施行令第9条第1項の規定により学校への就学の承諾を得ようとするときは、区域外就学願(様式第8号)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、施行令第9条第2項の規定により承諾を与えるときは、区域外就学願を提出した者に区域外就学承諾書(様式第9号)を交付するものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(吉川市立小中学校通学区域に関する規則の廃止)

2 吉川市立小中学校通学区域に関する規則(平成15年吉川市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際吉川市立小中学校通学区域に関する規則第2条に規定する通学区域(以下「従前の通学区域」という。)がこの規則第3条に規定する通学区域と異なる児童生徒は、保護者の申出により従前の通学区域による学校に通学することができる。

4 この規則施行の際前項の規定によりこの規則3条に規定する通学区域と異なる通学区域による学校に通学することを選択した児童生徒(以下この項において「兄姉」という。)の弟妹は、兄姉が当該学校に在学している場合に限り、保護者の申出により当該学校に通学することができる。この場合において、当該弟妹に弟妹があるときは、当該弟妹が当該学校に在学している場合に限り当該弟妹の弟妹は保護者の申出により当該学校に通学することができるものとし、以下この例による。

5 この規則施行の際吉川市立小中学校通学区域に関する規則第5条又は第7条の規定により学校を選択していた児童生徒は、この規則施行の日後も当該学校に通学する

ことができる。

附 則（平成 23 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（平成 24 年教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第 1（第 3 条関係）

### （1） 小学校

学校名	通学区域
吉川小学校	木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼 1 番地から 3 1 6 番地まで、6 3 1 番地から 6 4 0 番地、6 4 2 番地の一部、6 4 3 番地の一部、6 4 4 番地の一部 6 4 5 番地から 6 7 2 番地まで、9 2 5 番地から 9 9 7 番地まで、1 2 4 2 番地、1 2 4 3 番地、1 3 0 1 番地から 1 3 0 9 番地まで、吉川一丁目、吉川 1 6 9 番地から 1 7 2 番地まで、1 7 3 番地の一部、1 7 4 番地の一部、1 9 8 番地の一部、1 9 9 番地の一部、2 0 3 番地の一部、1 4 0 0 番地から 2 0 7 6 番地まで、栄町 6 7 3 番地から 7 9 7 番地まで、8 0 9 番地から 8 6 1 番地まで、8 7 1 番地から 8 7 5 番地まで、8 8 3 番地から 9 2 4 番地まで、1 3 6 4 番地から 1 3 8 4 番地まで、保一丁目、保 1 番地から 3 1 5 番地まで
旭小学校	旭、上内川、下内川、拾壺軒、鍋小路、八子新田、南広島、川藤
三輪野江小学校	会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、飯島、加藤、上笹塚、上

	笹塚一丁目から三丁目まで、小松川、皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、鹿見塚、関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、土場、中井、中井一丁目から三丁目まで、中島、中島一丁目から三丁目まで、半割、平方新田、深井新田、二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目
関小学校	須賀、川野、川富、関、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、吉川173番地の一部、174番地の一部、175番地から197番地まで、198番地の一部、199番地の一部、200番地から202番地まで、203番地の一部、204番地から233番地まで、313番地から339番地まで、平沼642番地の一部、643番地の一部、644番地の一部
北谷小学校	武蔵野線以北の木売・高富・高久・中曽根・道庭、木売新田、富新田、中野、保（吉川小学校区を除く。）、栄町876番地
栄小学校	きよみ野一丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、栄町、新栄一丁目、新栄二丁目、平沼（吉川小学校区、関小学校区を除く。）、吉川（吉川小学校区、関小学校区を除く。）、栄町（吉川小学校区、北谷小学校区を除く。）
中曽根小学校	木売二丁目、木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目、高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目
美南小学校	美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目

(2) 中学校

学校名	通学区域
東中学校	旭、上内川、下内川、拾壺軒、鍋小路、八子新田、南広島、川藤、会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、飯島、加藤、上笹塚、上笹塚一丁目から三丁目まで、小松川、皿沼、皿沼

	一丁目、皿沼二丁目、鹿見塚、関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、土場、中井、中井一丁目から三丁目まで、中島、中島一丁目から三丁目まで、半割、平方新田、深井新田、二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、きよみ野一丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目
南中学校	中川台、平沼1番地から50番地まで、53番地から195番地まで、214番地から316番地まで、平沼一丁目、保、保一丁目、木売新田、富新田、中野、木売、高富、高久、中曽根、道庭、木売一丁目から三丁目まで、高富一丁目、高富二丁目、美南一丁目
中央中学校	吉川1400番地から2076番地まで、吉川一丁目、吉川二丁目、須賀、川野、川富、関、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、栄町、新栄一丁目、新栄二丁目、平沼（南中学校区を除く）、中央土地区画
吉川中学校	高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目

別表第2（第4条関係）

調整区域	指定校	選択校
中川以西の大字川藤	旭小学校 東中学校	関小学校 中央中学校
県道中井松伏線以西の大字会野谷	三輪野江小学校 東中学校	栄小学校 中央中学校
大場川以西の大字小松川、大字中井	三輪野江小学校	北谷小学校 栄小学校

	東中学校	南中学校 中央中学校
大場川以西の大字二ツ沼、三輪野江	三輪野江小学校 東中学校	北谷小学校 南中学校
きよみ野五丁目以東の大字川野、大字川富、大字関	関小学校 中央中学校	三輪野江小学校 栄小学校 東中学校
高富町会に所属する高久一丁目	吉川中学校	南中学校
学区境100M以内の範囲		隣接学区小学校 隣接学区中学校

- 様式第1号（第4条関係） 省略
- 様式第2号（第5条関係） 省略
- 様式第3号（第8条関係） 省略
- 様式第4号（第8条関係） 省略
- 様式第5号（第8条関係） 省略
- 様式第6号（第9条関係） 省略
- 様式第7号（第9条関係） 省略
- 様式第8号（第10条関係） 省略
- 様式第9号（第10条関係） 省略